平成２５年（フ）第５５４号
大阪市西淀川区御幣島１丁目４番１―904号
債務者　フォルテプランニングこと　髙原　幹雄
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１０号
愛知県大府市若草町４丁目70番地　サンヒルズながた303号
債務者　華夏こと　野口　裕子（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１６号
大阪市都島区友渕町１－５－２―1516、住民票上の住所大阪市此花区四貫島２丁目15番10号
債務者　内山　　靖
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新村　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１号
大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―310号、住民票上の住所大阪市浪速区木津川２丁目１番26号
債務者　堤　　龍治
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５号
愛知県豊川市東上町北岡90番地16
債務者　金澤　良彦
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１６号
愛知県豊川市東上町北岡90番地16
債務者　金澤　利哉
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　洋逸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２２号
京都市上京区御前通下立売上る３丁目東入三助町281番地
債務者　青木　靖和
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　寛昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５５号
大阪府東大阪市中石切町２丁目２番51号
債務者　要　　勲
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９号
大阪府河内長野市小山田町1250番地の141
債務者　金剛土木工業こと　中海　和由
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
北海道士別市東２条17丁目3143番地51
債務者　渡辺　　進
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月29日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３２号
岐阜市長住町７丁目４番地
債務者　佐藤　栄寿
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　佐織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９号
長野市若宮１丁目10番地13　ハイツ宮島202
債務者　杉山　範泰
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
広島県福山市駅家町大字倉光220番地、旧住所広島県福山市久松台３丁目４番５号
債務者　伊藤　慶太
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷浩二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４４号
静岡県藤枝市藤枝５丁目８番18号
債務者　瀧井あさ子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野末　寿一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年５月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６号
岐阜市薮田東２丁目８番19―201号　ＣＡＳＡ薮田、従前の住所岐阜県瑞穂市野田新田4138番地10
債務者　居酒屋新撰組こと　井上　勝広
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５号
鹿児島県出水市野田町下名5583番地　本町Ａ団地８号
債務者　新町利江子（旧姓道上）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4929番地５　フレグランスなつみ101号、前住所鹿児島県薩摩川内市田崎町285番地１
債務者　内村　純一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係